〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03―3733―2561
FAX：03―3733―2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日第三種郵便物認可）

2025年8月15日　第389号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

声を力に！未来へつなぐ
―全国港湾第18回定期大会―

全国港湾第18回定期大会は、9月17日（水）から19日（木）にかけて豊橋市『ホテルシーパレスリゾート』において開催される。

定期大会開催に先立ち、大会議案書が中央執行委員会、常任中央執行委員会の議論を経て作成されたので、今号では定期大会のおよび議案書の概要を掲載することとした。

混迷を極める世界情勢や国内情勢、港湾情勢のもと、港湾労働者はもとより多くの国民が危機的な状況に直面している。そのようななかで開催される第18回全国港湾定期大会では、原則オブザーバーの参加を認めるなかで、会場・宿泊施設等の調整を図っていく事を確認している。また、来賓については従前どおり顧問、港運同盟、海員組合、ITF東京に要請することを確認。

提出議案は、第一号議案『2024年度の主な取り組み経過（案）』、第二号議案『25年度運動方針（案）』、第三号議案『産別ストライキ権の確立について（案）』、第四号議案『2024年度決算報告及び2025年度予算（案）』からなり、2025年秋年末における具体的活動方針について(案)も提起する。

運動方針（案）の運動の基調と基本的課題では、港湾労働者を巡る情勢の特徴と港湾産別労使関係を巡る現況に対する考え方から、4本の柱を基軸にして運動を進めることが提案される。

①日港協が提訴した『中労委命令取り消し訴訟』への2025年9月16日に下される判決への対応。

②持続可能な仕事と港湾産業の未来を築くための『人員確保、そのための魅力ある港湾労働の確立』を軸とした諸課題の前進。

③『安全』の課題を徹底追及すること。日常的な安全環境を整えていく取り組みはもとより、港湾労働者の命と安全を脅かす、戦争へのあらゆる危機に抗うたたかいを組織すること。

④港湾産別運動・全国港湾の組織そのものを強化し、国際連帯活動にも積極的に貢献していく。以上の4点が提起されている。

25秋年末方針(案)では、11月5日(水)から6日(木)を中央行動に設定し、行政交渉やユーザー行動などを取り組む。

具体的な要求項目は、適正料金確保、体制的『合理化』の課題、安全問題、不稼働日の設定などへの協力などとし、申し入れ先（行政・ユーザー）、申し入れ内容、具体的な行動内容など総合的な企画は、書記長会議、教宣部会で実行委員会を立ち上げ企画・運営する。また、10月23日（木）から31日（金）を地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した地区独自の課題も掲げて取り組むとしている。

26春闘の準備については次の通り提案する。

①25春闘（仮）協定を踏まえた25秋年末闘争の到達点を踏まえ、単組・地区港湾の機関会議や学習会などを通じて、積極的に要求を汲み上げ、たたかい方と要求を同時に検討し『産別統一要求』と『産別統一行動』を軸にたたかう26春闘を準備する。

②日港協が東京地裁に中労委命令の取り下げを求め提訴しているが、その判決は9月16日とされている。この判決は、中労委命令が維持されるものと確信しているが、日港協がこれに従わない場合は、産別の総力を挙げた取り組みを進めるが、その経過も見極め、26春闘のたたかい方を整理し、26春闘方針（案）と要求（案）の起案を進める。

③26春闘財政を確立するための26春闘カンパについては、2026年2月4日から5日に開催する第18回中央委員会で決定するが、各単組・地区港湾の財政見通しを確かなものとするために、本定期大会で提案する。

④26春闘カンパについては、組合員一人500円とし、その決定は第18回中央委員会で行う。

⑤26春闘方針（案）と26産別春闘要求（案）は26年2月4日（水）から5日（木）に行う第18回中央委員会で審議・決定する。

26春闘諸要求提出のための第1回中央港湾団交は、26年2月12日（木）を念頭に準備するとしている。

ITF特定技能制度学習会

8月5日、東京都港区にある田町交通ビル5F会議室にて、ITF東京事務所主催の『自動車運送分野における特定技能制度学習会』が開催された。

学習会は2部制で行われ、第1部の学習内容では、2024年3月に特定技能に係る特定産業分野の見直しがされ、新たに自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野、木材産業分野が追加された。このことを踏まえ、自動車運送分野の技能試験の制度概要などについて、外国人の特定技能検定の制度に詳しい日本海事協会から講師を招いて講演をいただき、特定技能制度について理解を深めた。

第2部では、ITF東京事務所瀧代表より『外国人労働者受け入れについて、他産業では特定技能制度によって就労している外国人労働者が大勢いること。交通運輸分野でも同制度を利用して就労する外国人労働者が今後増えることを踏まえ、各産別の対応など意見交換をしていきたいと参加者から意見等を募った。また、ITFアジア太平洋会議の場で、各国とも外国人労働者の受け入れに対する方針が定まっていないことが浮き彫りになっており、外国人労働者の組織化が喫緊の課題となっている旨の報告がされた。その後、トラック、タクシー、鉄道から取り組み状況などの報告や意見が出された。

港湾の場合、現時点では外国人の特定技能制度は対象外となっているが、日本港運協会は外国人労働者の受け入れに前向きな姿勢を見せていることや、現状の人手不足等を踏まえると港湾運送分野も追加されることが想定されることから、今後もITFとの情報交換や全国港湾での内部議論の必要性を感じた学習会であった。

シャモ樽

OTC類似薬が保険適用外になる▼OTC薬とは処方箋が無くても買える市販薬の事で、それと成分が似ている薬について、健康保険の適用を外すことを自民・公明・日本維新の会の3党が6月に合意し、年末までに検討したうえで、2026年度から順次実施していくという▼OTC薬にはどんなものがあるのかというと、風邪薬、胃腸薬、湿布、鎮痛剤や皮膚炎、アレルギー性鼻炎、便秘、花粉症、喘息の薬などがある。これらの保険適用が外されれば、自己負担額は3倍超から、慢性疾患や難病の患者では数十倍に上ると試算される。また、患者が医療機関に受診せず自己診断で市販薬を購入することを促すため、早期発見の機会を逸失することや誤使用のリスクも指摘される。また、高い薬代を払えないことによる重症化も懸念される。子供の医療費無償化にも逆行する愚策としか思えない▼なぜ、このような政策を立案したのか。3党合意では『健康保険料の軽減』が目的とされている。社会保険料は労使折半。労働者負担が少し減ったとしても、病気の際に高額な出費を余儀なくされ、医療を受けられなくなれば本末転倒。安心して受診できる『国民皆保険制度』をより充実させるための方策こそ必要ではないかと思う。